平成２４年（フ）第３２７号
北九州市八幡西区香月西３丁目８番５―204号
債務者　岡﨑　　勲
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３５８号
北九州市小倉北区篠崎１丁目８番９―405号
債務者　坂本　睦男
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３６５号
北九州市八幡西区町上津役東１丁目10番19号
債務者　前田亜由美
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３６６号
北九州市八幡西区三ケ森４丁目13番35―307号
債務者　山本眞理子
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２９７号
熊本県菊池郡大津町大字室190番地１
債務者　溝口　和則
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３１３号
熊本県上益城郡益城町大字木山544番地　市ノ後団地１棟104号
債務者　西川　淨美（旧姓内村）
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３１６号
熊本市西区稗田町３番28号
債務者　平井　直子
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３２０号
熊本市東区上南部３丁目35番４号
債務者　東　富士子
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３２３号
熊本市東区水源１丁目４番24号　ピースフルハイツ105号
債務者　久連松香代
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第８８号
松江市北堀町66番地６　コーポ一畑北堀203号、前住所松江市南田町152番地９
債務者　岩橋　弘樹
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
　松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３４号
青森県北津軽郡板柳町大字板柳字土井118番地２
債務者　工藤　利明
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第１８３号
青森市大字新城字平岡160番地859
債務者　米田　　文
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
　青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９１３号
愛知県豊明市栄町南舘３番地879、住民票上の住所名古屋市緑区太子３丁目９番地の１　レオパレス21有松第３―201号
債務者　中田　晴美
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３０号
長崎県雲仙市愛野町甲4502番地４、前住所長崎県雲仙市瑞穂町古部甲７番地２
債務者　柴原　博幸
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第２０４号
沖縄県那覇市繁多川５丁目14番44号　Ａ―１
債務者　親富祖典子
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
　那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２２２号
沖縄県那覇市松尾１丁目９番７号
債務者　嘉手苅　治
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
　那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２２３号
沖縄県那覇市松尾１丁目９番７号
債務者　嘉手苅宮子
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
　那覇地方裁判所民事第３部